## 栃木県スキー連盟外郭団体要項

## 趣旨)

1 この要項は、本連盟の外郭団体に関し必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

- 2 外郭団体とは、次の二つの条件を満たす団体をいう
  - (1) 本連盟の目的、事業に賛同し、事業の実施に当たり相互に連携し協力する 関係の団体で、任意の団体又は法人を問わない。
  - (2) 本県内を主な活動の場とし、本部を本県内に置 団体とする。

#### (承認)

3 外郭団体の承認は、団体からの申し出に基づき、理事会で議決する。

#### (取り消し)

- 4 外郭団体が次の各号の一つに該当するときは、理事会の議決により、承認を取り消すことが出来る。
  - (1)本連盟の事業を妨げたとき
  - (2)本連盟の名誉を著し〈傷つけたとき
  - (3)団体の活動が出来ななったとき
  - (4)その他外郭団体として適当でないと認められるとき

# (要項の改廃)

5 この要項の改廃は、理事会の議決による。

## (附則)

この要項は,平成16年10月30日から施行する。